改正後

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一～八十二　（略）	（略）
八十三　保安基準第三十一条第三項に定める基準のうち、原動機の制御に係る試験	十八万七千円
八十三の二　保安基準第三十一条第三項に定める基準のうち、路上走行時の性能に係る試験	四十七万七千円
八十四～百三十二　（略）	（略）

備考

一～三　（略）

四　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）

五　（略）

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～五十五　（略）	（略）
五十六　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、原動機の制御に係る試験	十八万七千円
五十六の二　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、路上走行時の性能に係る試験	四十七万七千円
五十七～九十三　（略）	（略）

備考

一～三　（略）

四　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）

改正前

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一～八十二　（略）	（略）
八十三　保安基準第三十一条第三項に定める基準のうち、原動機の制御に係る試験	十八万七千円
八十四～百三十二　（略）	（略）

備考

一～三　（略）

四　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）

五　（略）

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～五十五　（略）	（略）
五十六　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、原動機の制御に係る試験	十八万七千円
五十七～九十三　（略）	（略）

備考

一～三　（略）

四　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。